

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たることが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 10】

当社は、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役5名中2名の独立社外取締役を選任しており、取締役の選解任・報酬などの重要事項の決定については、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得る必要があります。当社では、任意の委員会等を設置しておりませんが、重要事項の検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【補充原則4 - 11】

取締役会は実効性確保のために機能の向上を図っておりますが、現時点で実効性に関する分析及び評価は実施しておりません。今後、実効性評価の実施について、方法を含めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

上場株式を保有しないことを原則としますが、業務提携その他経営上の合理的な目的に基づき上場株式を保有する場合には、その目的に応じた保有であることを定期的に確認しております。

政策保有株式に係る議決権行使については個別に中長期的な視点での企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断しますが、対象会社の企業価値を毀損するおそれがある議案については特に留意して判断します。

【原則1 - 7】

当社は、関連当事者取引の範囲の把握及び取引を適切に管理するためのフローを明確にするため、「関連当事者取引 管理ガイドライン」を制定しております。関連当事者の範囲については、総務部が作成及び年一回更新する「調査票」により把握しており、関連当事者取引が発生する場合には、その重要性によって事前に取締役会による決議もしくは「稟議・申請規程」に基づく決裁を必要としております。実施した関連当事者取引については、管理本部長がその重要性を「関連当事者開示にする会計基準適用指針」に基づき判断したうえで、その概要を有価証券報告書等において開示しております。

【原則3 - 1】

()当社は、「『人間成長』の実現」として、「成果を求められる日々の働く場で、仕事の能力を高め、精神面だけでなく、物質面(収入面)でも豊かになること、つまり心物両面で豊かになること」を経営理念としております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。

()当社の役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で支給し、毎月の定期同額給与(基本報酬)によって構成されております。各取締役への配分は取締役会、各監査役への配分は監査役会の協議により決定しております。また、取締役に関しては、基本報酬の他にストックオプションの付与による株価連動報酬も定めております。これは、株主の皆様と株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを経営陣が共有する仕組みであり、中長期的な企業価値の向上に連動した報酬として位置付けております。

()社内取締役については、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しております。社外取締役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。社外監査役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。取締役候補の指名に際しては、取締役会が、社外取締役の意見を踏まえた上で代表取締役が提案した内容について検討し、決定しております。また、監査役候補の指名に際しては、取締役会が、社外取締役の意見を踏まえ、且つ監査役会の同意を得た上で代表取締役が提案した内容について検討し、決定しております。

()社内取締役の選任理由は以下の通りです。なお、社外役員の選任理由については有価証券報告書及び第18回定時株主総会招集ご通知にて開示しております。

・代表取締役会長執行役員 越智 通勝

昭和58年に㈱日本ブレーンセンターを設立後、平成12年に当社を立上げ、創業者として経営を牽引しております。

・代表取締役社長執行役員 鈴木 孝二

㈱日本ブレーンセンターに新卒入社した後、平成12年の当社立上げに伴い、5年間の勤務実績と、営業力、マネジメント能力を高く評価していたことから取締役として選任したものであります。

・取締役執行役員 河合 恩

㈱日本ブレーンセンターに中途入社した後、平成12年の当社立上げに伴い、10年間の勤務実績と、新規サービスの開発能力を高く評価していたことから取締役として選任したものであります。

【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会を取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を随時開催し、職務執行状況を監視しております。取締役会は、各事業部門及び会社全体の業績の進捗状況を監督するとともに、事業運営における重要事項を審議し対応策を決定しております。取締役会における決議事項については「取締役会規程」に規定しており、その他の意思決定及び業務執行については、「職務権限規程」、「稟議・申請規程」等により決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4 - 8】

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。当社の独立社外取締役は、独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たす資質を十分に備えております。

【原則4 - 9】

取締役5名のうち、2名の社外取締役について、会社法に定める社外取締役の要件、及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

【補充原則4 - 11】

当社における取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性等に関する考え方は、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、3 - 1()に記載のとおりです。これらについては、コーポレートガバナンスに関する報告書において開示しております。なお、当社は取締役の員数を10名以内と定款で定めておりますが、効率性の高い経営システムを推進していくための適正な規模を考慮して、現在は5名の取締役(社内取締役3名、社外取締役2名)を選任しています。

【補充原則4 - 11】

取締役及び監査役の他の上場会社での兼任状況については、有価証券報告書及び株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 14】

取締役及び監査役については、事業、財務及び組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、取締役及び監査役が必要に応じて、外部の研修会等に参加する際には、会社が費用負担するようにしております。

【原則5 - 1】

当社では、代表取締役を中心としたIR体制を整備しており、経営企画室をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、スモールミーティングを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
越智 通勝	5,341,800	11.74
有限会社えん企画	5,298,000	11.64
有限会社エムオー総研	4,798,000	10.55
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	6.73
越智 幸三	1,475,200	3.24
越智 明之	1,475,200	3.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,315,500	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,282,000	2.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,119,088	2.46
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA / NV 10	962,186	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

次のとおり大量保有報告書が提出されておりますが、上記大株主の状況は、平成30年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

平成30年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、越智通勝及びその共同保有者である越智明海、有限会社エムオー総研、有限会社えん企画、越智幸三並びに越智明之が、平成30年6月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されています。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済み株式数に対する所有株式数の割合)】

越智 通勝(4,529,100株、9.11%)

越智 明海(310,000株、0.62%)

有限会社エムオー総研(3,566,000株、7.17%)

有限会社えん企画(2,590,800株、5.21%)

越智 幸三(0株、0.00%)

越智 明之(1,475,200株、2.97%)

平成29年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社並びにアセットマネジメントOneインターナショナル(AssetManagementOneInternationalLtd.)が、平成29年10月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されております。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済み株式数に対する所有株式数の割合)】

みずほ信託銀行株式会社(2,399,000株、4.83%)

アセットマネジメントOne株式会社(1,143,400株、2.30%)

セットマネジメントOneインターナショナル(AssetManagementOne InternationalLtd.)(70,800株、0.14%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久須美 康德	他の会社の出身者											
齋藤 和紀	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久須美 康德	○	_____	当社の事業内容等に精通しており、長年の銀行業界及び監査役としての職務経験に鑑み、俯瞰的な視座から経営に参画していただくため、社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

齋藤 和紀	○	——	財務・経理のスペシャリストとしての豊富な経験や専門知識に加え、AIやシンギュラリティ(技術的特異点)に関連した広い見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は、会計監査人から期中の会計監査報告を受領するほか、適宜監査の方法を確認し、必要に応じて意見交換を行うなど、会計監査人との適切な連携を図っております。

当社の内部監査部門は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当しており、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査を定期的の実施しており、その結果については、監査役と積極的に意見交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告書については、内部監査室長を経由して代表取締役社長へ提出されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
吉田 篤生	税理士												
井垣 太介	弁護士												

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 篤生	○	——	税理士の資格を有しており、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
井垣 太介	○	——	弁護士の資格を有しており、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役・社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのストックオプションの付与については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、各人の能力及び会社への貢献度合いなどを総合的に判断し、導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び従業員に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

直近事業年度における取締役に支払った総額

取締役83百万円(うち社外取締役1名 2百万円)
上記の取締役(社外取締役を除く)への支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額10百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については企業業績に鑑み決定しており、有価証券報告書に全取締役の総額を開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたり、取締役会付議事項の審議の充実に資するため、関係部署が社外取締役及び社外監査役に対して、必要な案件について付議事項の事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 現状の体制の概要 >

1. 取締役会は取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を随時開催し、職務執行状況を監視しております。取締役会は、各事業部門及び会社全体の業績の進捗状況を監督するとともに、事業運営における重要事項を審議し対応策を決定しております。

2. 当社は監査役会制度を採用しております。監査役は監査役会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項ならびに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実を図っております。監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、取締役の職務執行状況についての監査を行っております。

また、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど監査の実効性と有用性を高めております。

3. 会計監査は、新日本有限責任監査法人に委託しております。当社と同会計監査人の業務を執行した社員の間に、特別な利害関係はありません。監査の人員及び公認会計士の氏名は次のとおりです。

・直近事業年度の業務を執行した公認会計士の氏名
(業務を執行した公認会計士の氏名) (所属する監査法人名)
指定有限責任社員・業務執行社員 狩野 茂行氏 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 香山 良 氏 新日本有限責任監査法人
継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名
その他 9名
その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

< 監査役の機能強化に向けた取り組み >

監査役の機能強化につき、常勤監査役の選任につきましては、業務全般を把握し適法性の判断のできる人選を行い、取締役、内部監査担当部門、会計監査人と緊密な連携を行える環境を整えております。

また、社外監査役につきましては、当社の業務内容に通じ、財務・会計・法律等に関する知見を有し、中立・公平・適法・妥当な判断のできる人選を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に精通している社外取締役が独立・公正な立場から当社の業務執行を監督し、また専門的な知識・経験を有する社外監査役及び社内に精通した当社出身の常勤監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を実施しており、これらにより当社の業務の適正が担保されていると考え、現在の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。また、発送に先立ちTDnetと当社ウェブサイトにおいて掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定ですが、対応を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では未定ですが、対応を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版(要約)を作成のうえ、TDnetと当社ウェブサイトにおいて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1、2回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算時と本決算時の年2回、開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、個人投資家向け会社説明会の動画・資料並びに、IRニュース等を掲載しております(英語版あり)。 http://corp.en-japan.com/IR/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念の一つに「社会正義性」を掲げ、決して利益至上主義に陥ることなく、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在であることが当社の存在意義であると考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 基本的考え方 >

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たる事が当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

< 整備の状況 >

イ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。

ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担当しております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。

内部監査担当部門は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当しており、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査を定期的実施しており、その結果については、監査役と積極的に意見交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告書については、内部監査室長を経由して代表取締役社長へ提出されております。

内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規程」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

ハ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章(電磁的方法により記録したものを含む。)の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

ニ. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会または代表取締役社長に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

ホ. 当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従って管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、または取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。この者は、監査役の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補佐して実査を行います。

ト. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得るものとします。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行います。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役または使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している(もしくは違反のおそれがある)と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査役に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役職員に周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現段階では、いわゆる敵対的買収に対する具体的な買収防衛策は導入しておりません。

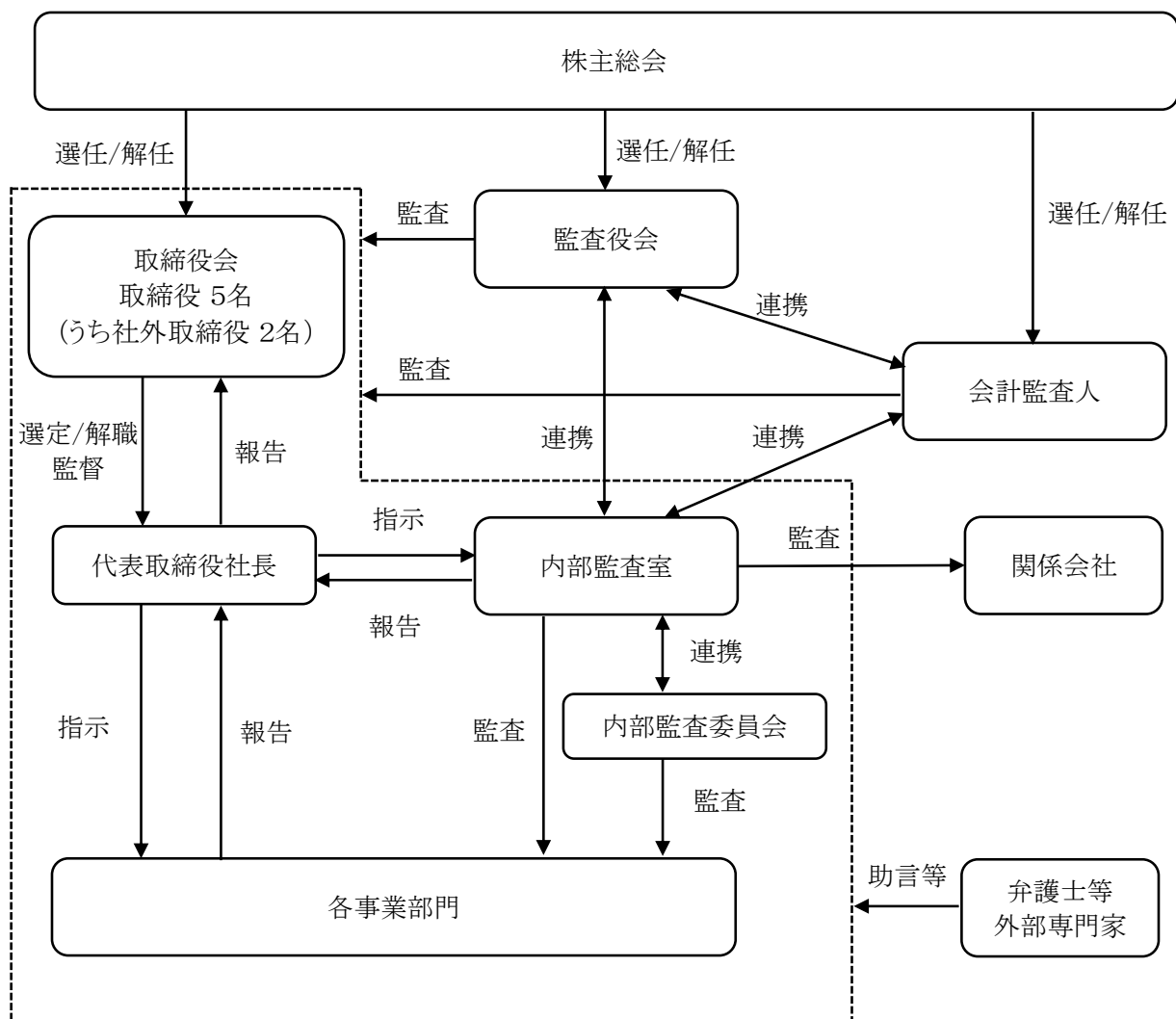
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る社内体制の状況】

当社は、金融商品取引法その他関係法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、添付の模式図のとおり社内体制を整備しております。

情報管理責任者は、情報開示担当部署に対し、所管部署より報告を受けた各種情報について確認点検を実施するよう指示しています。

【参考資料：模式図】



【適時開示に係る社内体制】

